



#### (概算払)

- 第8条 乙は、任意の様式に基づき、所要額として委託料の概算払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の請求により、必要があると認められる金額については、前条第1項の規定にかかわらず、概算払をすることができるものとする。
  - 3 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

#### (概算払の精算)

- 第9条 乙は、第6条の収支清算書の確認の結果、既に概算払により受領した金額に差額が生じた場合は、甲にその旨を申請する。
- 2 乙は、前項の結果に不足額が生じた場合には、甲に不足額の支払いを請求することができる。
  - 3 甲は、前項の規定による請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
  - 4 乙は、第1項の結果に余剰額が生じた場合には、遅滞なくこれを甲に返還しなければならない。

#### (遅延利息)

- 第10条 乙の責めに帰する事由により契約期間中に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金を徴収することができるものとする。
- 2 前項の損害金は、委託料に対して、延長期間に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。
  - 3 甲は、正当な理由がなくて委託料の全部又は一部を第7条第2項又は前条第3項に定める支払期限までに支払わなかったときは、その未払金額について、支払期限到来の日の翌日から支払をするまでの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### (委託料の減額)

- 第11条 甲は、乙が委託事業の一部を執行しなかったとき、又は委託事業に要した支出額（事業の実施にともなって発生した収入がある場合は、事業の実施に要した経費から、得られた収入を差し引いた額）が委託料を下回るときは、委託料を減額しなければならない。

#### (委託事業の経理)

- 第12条 乙は、委託事業の経理の状況を独立した帳簿に明確に記載し、委託事業の経理を厳正に行わなければならない。

(機密保持)

第 13 条 乙は、委託事業の実施によって知り得た機密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 14 条 乙は、公の施設の管理業務による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

2 乙は、本人（代理人を含む。）から、当該本人が識別される保有個人データの開示等を求められたときは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、又は同法に準じて対応するものとする。

(再委託の禁止)

第 15 条 乙は、委託事業の実施を第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が、甲の承諾を得ないで、委託事業を第三者に委託し、若しくは請け負わせ、又は本契約によって生じた権利若しくは義務を第三者に譲渡したとき。

(3) 乙が、委託事業の執行が困難になったことその他やむを得ない事由により本契約の解除を甲に申し入れたとき。

2 甲が前項の規定により本契約を解除したときは、乙は、甲に対してその損害の賠償を求めることができない。

(暴力団等排除に係る契約解除)

第 17 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど

直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(第三者に対する損害賠償責任)

第18条 委託事業の執行により第三者に与えた損害の賠償については、乙が自らの責任において一切を解決しなければならない。

(疑義の決定)

第19条 本契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 石川県金沢市無量寺町リ 65  
一般社団法人金沢港振興協会  
会 長 安宅 建樹

乙

## 別記

### 個人情報の取扱いに係る特記事項

#### (趣旨)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

#### (取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

#### (適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

#### (従事者の監督)

第5 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

2 乙は、甲の承認により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請させる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができる。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。